



令和6年9月27日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部地域環境対策課
担当課長(環境影響評価・化学物質) 川瀬(972-2676)
課長補佐(有害化学物質対策) 水貝(972-2677)

土壌汚染の報告について

下記のとおり、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づき、土壌汚染の報告がありましたのでお知らせします。

記

1 報告者 伊藤忠エネクス株式会社

2 報告日 令和6年9月25日

3 報告の概要

(1) 対象地名 旧スタイルステーション給油所

(2) 所在地 名古屋市中村区畑江通8丁目27番地

(3) 対象地の概要 ガソリンスタンド(昭和42年4月から現在まで)
969.71㎡(商業地域)

(4) 汚染状況

項目※1	汚染物質	基準超えの濃度	基準に対する倍率	基準	超過地点数／調査地点数※2
土壌含有量調査	鉛及びその化合物	170 mg/kg	1.1 倍	150 mg/kg 以下	1/2

※1 土壌含有量は土壌に含まれる汚染物質の量を示します。

※2 調査対象地における平面図上で、試料採取によって評価した地点数を示します。

(5) 対象地の状況

対象地は舗装されているため、土壌の飛散のおそれはありません。

4 本市の対応

報告者に対し、適切な土壌汚染対策を実施するよう指導を行います。

「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づく区域の指定、告示などを行う予定です。



この背景地図等データは、国土地理院ウェブサイト
の地理院地図を一部編集して使用している。

<参 考>

① 対象地において過去に公表した地下水汚染

項目	汚染物質	基準超えの濃度	基準に対する倍率	基準
地下水調査	ベンゼン	0.022 mg/L	2.2 倍	0.01 mg/L 以下

② 基準を超過した物質の毒性について

【鉛及びその化合物】

急性毒性：嘔吐、腹痛、下痢、血圧降下、乏尿、昏睡。可溶性鉛塩の経口致死量は 10 g といわれている。

*10 g は、今回の土壌含有量の汚染物質濃度（170 mg/kg）では、土 59 kg に含まれる量になります。

慢性毒性：高濃度の中毒症状は、貧血、消化管の障害、神経系の障害等。血液中鉛濃度が 0.4～0.5 mg/L を超えて長期間暴露された場合に障害がみられる。

発がん性：国際がん研究機関（IARC）は、鉛の無機化合物をグループ 2 A（人に対しておそらく発がん性がある）に分類している。また、鉛そのものをグループ 2 B（人に対して発がん性があるかもしれない）、鉛の有機化合物をグループ 3（人に対する発がん性については分類できない）に分類している。

出典「改訂 4 版水道水質基準ガイドブック」「化学物質ファクトシート（環境省ウェブサイト）」
（下線部分は、名古屋市において挿入しました。）